

令和7年度開始に伴う鹿嶋市かしま西地域包括支援センター 運営受託法人募集要項

1 募集の趣旨

本市では、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、介護、福祉、保健、医療等の適切なサービスが包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を市内4区域に設置している。

今回、更なる高齢者の在宅生活支援に資するため、鹿島西区域に設置した「かしま西地域包括支援センター」の事業運営について、令和7年度から受託する法人を募集する。

2 業務内容

法第115条の46第1項に規定するセンターとしての機能及びこれに関連する政省令等に定められた業務の運営とする。

また、前記各法の条文に附帯して発布される政省令等により追加される業務も含む。

(1) 包括的支援事業（法第115条の45第2項）

① 地域包括支援センターの運営

ア 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

イ 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

② 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第4号から第6号まで）、地域ケア会議推進事業（法第115条の48第1項、第2項）を推進する市及び関係者との連携

(2) 介護予防ケアマネジメント業務（法第115条の45第1項第1号二）

なお、指定居宅介護支援事業所へ業務の一部を委託することができるものとする。ただし、委託先、委託料等については、市の方針に従うこと。

(3) 他職種協働による地域包括支援ネットワーク（法第115条の46第7項）

包括的支援事業を効果的に実施するため、特に医療と介護の連携に基づく地域包括ケアの構築のため、在宅医療関係者との緊密な連携を図ること。

(4) 指定介護予防支援事業（法第115条の22）

介護予防支援事業所の指定を受け、センターに併設して指定介護予防支援事業所を設置し、介護予防支援（要支援者に対する予防給付のマネジメント）を実施すること。

介護予防支援の業務については、指定居宅介護支援事業所へ業務の一部を委託することができるものとする。ただし、委託先、委託料等については、市の

方針に従うこと。

(4) その他

研修会，会議等への参加

3 運営の方針

センターを運営するに当たり，次に掲げる項目に沿って委託業務等を行うこととする。

- (1) 本市の委託事業であることを念頭において，公正・中立な運営を行うこと。
- (2) 利用者からの意見を運営に反映させること。
- (3) 利用者からの苦情を解決する体制をとり，サービス向上に努めること。
- (4) 職員の資質向上を図り，質の高いサービス提供に努めること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 効率的な運営を行うこと。
- (7) 関係施設・関係機関との適切な連携に努めること。
- (8) 本市のセンターの考え方に沿った運営を実施すること。
- (9) 本市の保健福祉施策の推進に協力すること。
- (10) 本市による監査やセンター運営協議会の指示等に従うこと。
- (11) 関係法令等を遵守した運営を行うこと。

4 業務時間

月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとする。ただし，祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

なお，業務時間以外においても，緊急時の相談等に対応するために24時間連絡が取れるような体制を整備しておくこと。

5 経費

包括的支援事業に係る委託料（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の13）

- (1) 地域包括支援センター運営業務委託料は，1センターあたり21,000千円（令和6年度予算参考）とする。
- (2) 介護予防ケアマネジメント業務委託料は，1センターあたり1,200千円（令和6年度予算参考）とする。

6 開設時期

令和7年4月1日

7 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

- (1) 契約は、毎年度本市と受託法人とで委託契約を締結する単年度契約とする。
なお、本募集に関しては、第10期介護保険事業計画期間（令和9～11年度）を含めた5年間を上限として、運営状況が良好であると市が判断した場合、次年度以降についても契約できるものとする。
- (2) 受託法人が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない等の場合は、センター運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

8 人員配置

包括的支援事業等に対しチームアプローチにて適切に実施するため、次の3職種から4人を常勤かつ専従で配置すること（介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66）。

また、センターは、指定介護予防支援事業者として予防給付のケアマネジメント業務に従事する職員（センター職員の兼務可）を配置すること。（法第115条の24）。

なお、職員の中途退職等により欠員が生じた場合についても、利用者の支援に支障が生じないように、速やかに職員を補充する体制を整えること。

(1) 保健師又は経験のある看護師

- ① 保健師
- ② 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師は含まない。）
かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者

(2) 社会福祉士又はこれに準ずる者

- ① 社会福祉士
- ② 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

(3) 主任介護支援専門員等

- ① 主任介護支援専門員
- ② 介護支援専門員であって、ケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者

※上記の3職種のうちからセンター統括を選任すること。

※ただし、事業者の判断により、増員することは差し支えないものとする。

9 委託料の減額・返還

(1) 人員配置

退職、異動、休暇（療養休暇、産前・産後休暇、育児休暇、その他の休暇）等により、「8 人員配置」に記載する人員の欠員期間が1か月の勤務日数の3分の2を超える場合は、職員1人あたりの人件費5,000,000円/年を基準とし、

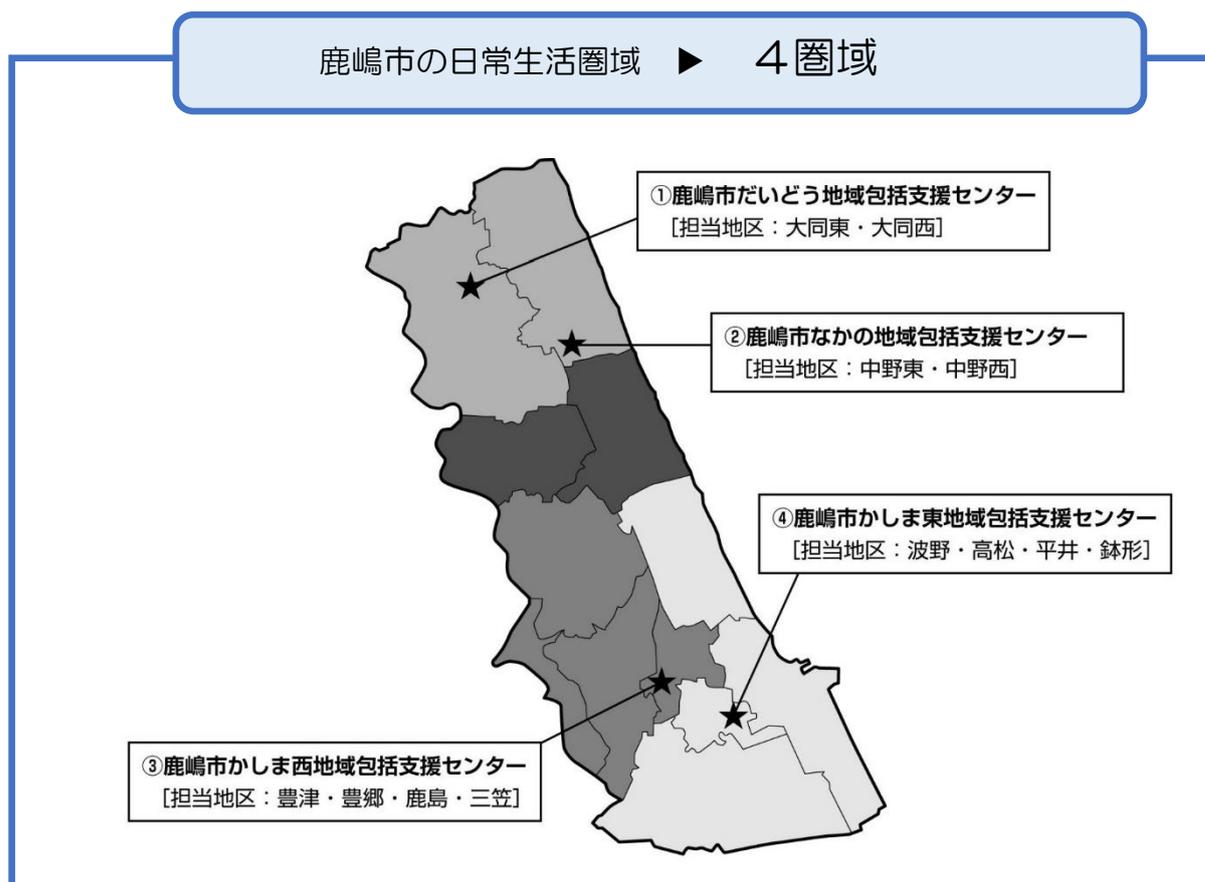
当該職員の人件費及び事務費の該当月分を減額する。

(2) 委託料超過分の返還（委託料収入が運営経費を超過した場合）

委託期間において、地域包括支援センター運營業務委託料並びに介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援事業に係る収入金額の合計金額が、センターの同年度の総支出額（介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援事業の業務に係る経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合の委託料も含む）を上回ったときは、総支出額から介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援事業に係る収入金額を差し引いた金額を同年度の地域包括支援センター運營業務委託料とし、超過した委託料を市に返還するものとする。また、総支出額が収入金額の合計金額を上回ったときは、その差額は受託者の負担とする。

10 募集区域とその状況

次の4区域のうち、鹿島西区域（鹿島・三笠・豊津・豊郷）を担当する「かしま西地域包括支援センター」を運営する法人を募集する。



□区域の状況

区域名	担当区域 (小学校区)	高齢者人口 (人)	総人口 (人)	高齢化率 (%)
鹿島東	波野・高松・平井・鉢形	6,039	21,833	27.7
鹿島西	豊郷・豊津・鹿島・三笠	6,732	24,257	27.8
大同	大同東・大同西	5,122	11,186	45.8
中野	中野東・中野西	3,456	8,059	42.9

※65歳以上高齢者人口 三笠小学校区2,796人 豊郷小学校区942人
鹿島小学校区2,522人 豊津小学校区472人
(令和6年4月1日現在 住民基本台帳数値)

1.1 応募の資格

センターの運営を円滑かつ安定して実施でき、応募時において、次の要件を全て満たす法人とする

- (1) 募集する区域内又は区域周辺において、令和7年4月1日にセンターを設置できること。
- (2) 社会福祉法人、医療法人、包括的支援事業を実施することを目的として設立された公益法人又はNPO法人等の法人格を有していること。
 - ①複数の法人により構成されたグループによる応募は認めない。
 - ②次の2つの要件をそれぞれ継続して2年以上有すること
 - ア 介護保険サービスを提供する事業所を市内に有すること
 - イ 市内における介護保険サービスの提供実績があること
- (3) 申請者や法人の役員等が次の者に該当しないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③一般競争入札等の参加を制限されている者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項）
 - ④法人税、消費税及び地方消費税、所得税、市税（法人市民税・固定資産税・軽自動車税等）の税を滞納している者
 - ⑤会社更生法及び民事再生法等による手続をしている法人
 - ⑥暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）
 - ⑦法第115条の22第2項に規定する要件に該当している者
- (4) 包括的支援事業及び指定介護予防支援事業等を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であること。

1.2 施設設備等の整備と費用負担

- (1) 設備の整備等に要する費用は、受託法人の負担とする。

- (2) 募集区域内又は区域周辺にセンターを1箇所設置すること。なお、設置に際しては、区域内の住民の来所のしやすさを考慮して設置することが望ましい。
- (3) センターの建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3の規定する準耐火建築物とすること。
- (4) センターには、運営に必要な面積を有する事務室及び相談室を設けること。ただし、相談室は、相談者のプライバシーが確保されるよう別室又は別スペースとすること。
- (5) 専用の電話・ファックス・パソコン（専用のメールアドレスを取得すること。）を設置すること。また、本市所有の地域包括支援システムの接続を行う必要があり、光回線が使用できる環境にあること。
- (6) 休日・夜間等、速やかに連絡が取れるような体制を確保すること。

1.3 応募の抹消

応募した法人（以下「応募者」という。）が、応募書類の受付締切日以降、選定の日までの間に次のいずれかに該当した場合は、その応募を抹消し、選定候補者の対象から除外する。

- (1) 受付期間内に応募書類が全て提出されなかった場合
- (2) 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (4) 応募者又はその関係者が、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本市職員及びセンター運営協議会の委員等の本件関係者と接触を持った場合
- (5) 応募書類等に虚偽の記載があった場合

1.4 応募方法

- (1) 提出書類
 - ①鹿嶋市地域包括支援センター応募申請書（様式1）
 - ②介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式2）
 - ③鹿嶋市地域包括支援センター設置運営提案書（様式3～様式6-5）
 - ④地域包括支援センター運営収支計画書（様式7）
 - ⑤人員配置計画書（様式8-1・様式8-2）
 - ⑥法人の概要（様式9）
 - ⑦法人登記簿謄本（申請日以前3箇月以内に発行されたもの）
 - ⑧法人印鑑証明（申請日以前3箇月以内に発行されたもの）
 - ⑨法人の定款、寄付行為に関する規定等の写し
 - ⑩法人の財務状況に関する書類

(財産目録・資金収支計算書・貸借対照表＝直近1年分)

⑪社会福祉法人等の指導監査に係る書類の写し

(指導事項及び回答書＝直近2回分)

⑫納税証明書(法人及び代表者)

(法人税, 消費税及び地方消費税, 所得税, 市税 [法人市民税・固定資産税・軽自動車税]＝直近2年分)

⑬役員名簿(様式自由＝直近のもの)

※同一様式が複数になる場合は, ホチキス2か所止めのうえ, 割り印をすること。

※新たに事務所等を設置する場合, 設置計画書(様式5-3)の書類について

「計画案」(様式自由)でも可とする。

※様式等は配布しない。下記の鹿嶋市ホームページ上に掲載するため, 応募者においてダウンロードすること。

鹿嶋市ホームページ (<http://www.city.kashima.ibaraki.jp/>)

(2) 提出部数

原本1部及び副本9部(写し可)

(3) 応募書類の提出場所

鹿嶋市健康福祉部 介護長寿課

(4) 応募書類の提出期間

令和6年9月30日(月)から11月15日(金)まで

※ただし, 土日, 祝日を除く9時から12時まで, 13時から17時までの間

(5) 提出方法

①上記提出場所へ直接持参すること。

②郵送・電子メール・ファックスによる提出。また, 時間外及び期間外の提出は受け付けない。

③持参については, 代理人でも可とする。

④原則として, 提出後の書類の追加, 変更は認められない。

⑤応募状況の問い合わせ及び提出書類内容の確認については, 一切受け付けない。

(6) その他

①応募書類は, A4縦型フラットファイルに左綴じとし, 書類にインデックス貼付すること。

②応募の際に要する経費は, 応募者の負担とする。

③応募書類等の著作権は, 応募者に帰属する。なお, センターの運営に関し公表する場合及び本市が必要と認める場合には, 応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

④提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。

⑤本市又はセンター運営協議会が必要と認める場合は, 追加書類の提出を求め

る場合がある。

⑥本市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じる。

⑦応募を辞退する場合、応募辞退届（様式10）を上記提出場所へ持参すること。

（7）質問書の受付

①受付期間

令和6年9月30日（月）9時から10月25日（金）17時まで

②受付方法

受付は下記のFAX又は電子メールでのみとする。

FAX 0299-77-7865

Eメール kaigo1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

※Eメール件名は「地域包括支援センター受託法人募集質問（法人名）」とすること。

※電話・口頭等では受け付けない。

※送信後に必ず介護長寿課あてに着信確認の電話をすること。

※質問は、別紙の質問書（様式11）を使って簡潔に記入すること。

③回答方法

電子メールにて、令和6年10月31日（木）までに応募者全員に回答する。
なお、回答がない場合は、連絡すること。

1.5 受託法人の選定

- （1）応募法人から提出された書類の審査及び面接審査を、市が設置する選考委員会でを行い、受託法人を選定する。
- （2）市が選定した受託法人について、鹿嶋市地域包括支援センター運営協議会に報告し、承認を得て、市が受託法人を決定する。
- （3）受託法人の選定後又は業務開始後であっても、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合は、選定結果を取り消し、次順位の法人を受託法人とする場合がある。その際の費用弁償には一切応じない。
- （4）選定に当たり、提出書類に関する問い合わせをすることがある。
- （5）選定結果に対する質問や異議は受け付けしないものとする。

1.6 選定結果の通知

選定の結果は、令和6年12月下旬に通知する予定。

17 問合せ先

鹿嶋市健康福祉部 介護長寿課

〒314-8655

鹿嶋市大字平井1187番地1

TEL : 0299-82-2911 (内線344)

FAX : 0299-77-7865

Eメール : kaigo1@city.ibaraki-kashima.lg.jp